法人設立手続のワンストップ化・デジタル完結等について

2017年11月7日 Hello, Future!



本件に関する基本的な考え方①

- > 当連盟の基本的な考え方は4月に公表<3頁以下参照>。
- ▶ KPI;世界最先端の処理スピード。 ex) エストニア18分
- ▶ 上記達成の意味で、未来投資会議事務局の提案はどれも最低限必要不可欠な事項。これすら実現できないようであれば、『世界で一番ビジネスしやすい国』の達成は絶望的。

本件に関する基本的な考え方②

- データの自動処理による業務の自動化など、技術の進展に応じて、規制度そのものの必要性や従来の業務のあり方を抜本的に見直すという発想での対応が不可欠。その意味から、BPR的な評価をするために、定款認証等において現状行われている具体的な作業工程やチェックポイントを網羅的に示させるべき。
- ➤ <u>民間によるAPI活用促進</u>による利用者本位の行政を目指すべき。

次頁以降は、本年4月の当連盟の提言

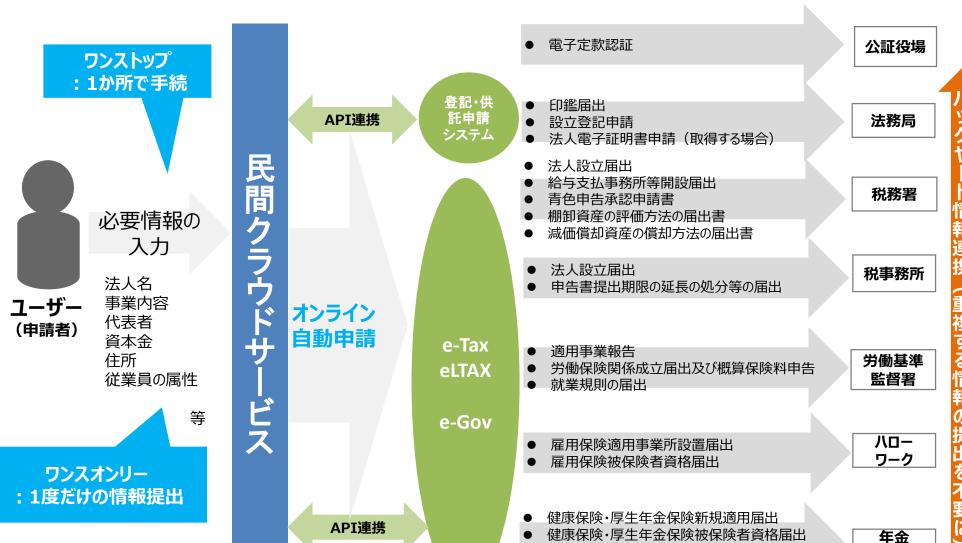
2017年4月24日 『法人設立手続のワンストップ化・デジタル完結等に向けた提案』

行政手続におけるデジタルファーストの基本発想

- ➤ 行政手続の原則オンライン化(=デジタルファースト)を進める上では、 行政API×民間サービス活用の発想が重要。

<行政API×民間サービス活用>が実現した場合の法人設立手続

<ワンストップ・デジタル完結のイメージ>



健康保険被扶養者届出

国民年金第3号被保険者資格取得届出

事務所

デジタル完結を妨げる現状の課題



※e-Tax, eLTAX、e-Govによってオンライン化はされているが、利用率向上のためには課題の洗い出しと解決が必要。

ワンストップ化・デジタル完結に向けた提案(1)

◆ 対面・書面原則の撤廃(デジタルファースト)

民間によるサービス開発が進むためには、対面・書面が残る以下の規制について、 <u>電子的手段(オンライン化)</u>を認めることが必要。

✓ 電子定款認証:「面前」での受取

(公証人法第62条/6第1項、第58条第1項)

✓ 印鑑届出:「書面」の提出

(商業登記規則第9条)

✓ 法人電子証明書の請求:「書面」による発行申請

(商業登記規則第33条の6第1項)

*法人の電子証明書は法人設立の段階では必要ないが、その後の事業活動において必要な電子申請等を行う際に必要となることから、当該証明書の取得も、電子的にできることが望ましい。

ワンストップ化・デジタル完結に向けた提案②

◆ API連携の推進

- 行政の外部連携APIは、"開発者フレンドリー"かつ "使われるためのAPI" であるべき。
- 民間のサービス開発者向けに専用の問い合わせ窓口が設けられているが、質問や要望への対応が充分とは言えない。

事業者から寄せられている声)

- 問い合わせから回答が来るまでに1週間かかり、その間開発を止めなくてはならなかった。
- e-Govの問い合わせ窓口は総務省だが、申請内容に関することは厚労省に問い合わせるよう回答された。当初から厚労省に問い合わせられるようにしてほしい。
- e-Tax,eLTAXもREST APIにしほしい。
- 人名の漢字など利用可能な文字については、特殊な制限ではなく標準的な文字コードにしてほしい。
- テスト環境の開放時間(e-Govは24時間)が短く、長くしてほしい。
- テスト期に送信したファイルを別途送付しているが、不要としてほしい。
- 突然テスト環境が利用できなくなったことがあり、停止する際には事前に告知してほしい。
- 仕様書がアップデートされておらず、本番環境が変わっていたことがある。
- 申請の受理やエラーの通知について、サービスを介して自動のお知らせ機能が付けれるようにしたい。
- 他の開発者からも同様の質問をしている場合がある。回答や対応状況はWeb上で公開してほしい。

など



開発現場からの要望を受け付け、具体的な改善項目の洗い出しと実装を進めるため、 担当行政機関と民間事業者・有識者等による検討の場を作るべき。

ワンストップ化・デジタル完結に向けた提案③

◆ KPIの設定

法人設立手続にかかる日数など、オンライン化・デジタル完結の成果として目指す KPIを政府として設定すべき。

> エストニアの例



トーマス・イルヴェス大統領 (当時)

イタリアでは法人設立登記に18ヶ月 かかりますが、エストニアでは18分で すみます。 役員全員のIDを入力すればいいか らです。



2014年3月6日 エストニア大統領と新経済連盟との意見交換会

ワンストップ化・デジタル完結に向けた提案(その他)

◆ 一括整備法令による対面・書面の撤廃

法令制定時の技術を前提に、リアルでの「対面(面前)」や紙での「書面」を規定しているものについては、官民データ利活用推進基本法等に基づき、一括整備法令によって 最新技術を用いた電子化を認める改正をすべき。

<一括整備法令による改正対象となる法令の例>

2016年10月30日 新経済連盟『IT利活用推進のために必要な法整備に係る具体的提案』では 以下を提案。

- 宅地建物取引業法
- 医師法
- 薬事法
- 会社法
- 著作権法
- 学校教育法

- 労働基準法
- 金融商品取引法
- 商業登記法
- マネロン法
- 携帯電話不正利用防止法
- 年齢確認を求める各種法令



